

徳島県告示第七十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定した。

令和五年三月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所	指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	支援の種類	
コンサーン株式会社	阿南市領家町土倉三〇番地 四アーバンナカガワー〇三 号室	キッズサポートEve ry「to」	阿南市富岡町玉塚三三番地 二一F	児童発達支援 放課後等デイ サービス	令和四年十二月一日